

公害根絶に向け「道路連絡会」開催

国はコロナ対策を緩めてしまいましたが、ぜん息患者にとっては、まだまだ油断することはできません。十分に気を付けてください。お困りのことがありましたら、事務局にご相談ください。

国道1号、15号改善

現地視察で意見交換

九月二五日（金）、産業振興会館で、国土交通省（関東地方整備局）との「道路連絡会」が開催されました。

「道路連絡会」は川崎公害裁判が和解勝利した時に、川崎区、幸区を対象に公害を根絶し、より良い環境をつくるために原告団、弁護士、学識・経験者と国が一年に一回以上意見交換を行う場です。

国道一五号に関しては、植栽した木の立ち枯れや補植が必要な箇所について、また、四〇九号線（川崎競馬場から産業道路方面）歩道の整備（歩行者と自転車道の識別）について意見交換がされ、現

地を見ながら具体的な相談をすることになりました。国道一号（幸区）については、車線削減工事の進捗状況が報告され、今後の手順として車の流れの調査を実施すること、その結果を受けて、残された車線削減部分の考え方をまとめる。

東芝から買い上げた土地については優先して整備することを強く要請しました。

一〇月をめどに手順を示すこととなりました。



大型車削減のため

年内に開催、約束

今回の重要な議題のひとつは、産業道路と横羽線を走る大型車の台数が減っているのか、それとも増えているのかでした。

大型車は排気量も多く、大気汚染の原因ですから、走行台数を減らすことがポイントとなります。

原告団は、環境ロードプライシング（湾岸線の料金を引き下げ）を実施して湾岸線に大型車を誘導するよう提案してきました。しかし、首都高は、二〇二二年（距離別

料金、二〇一六年（対距離料金制を導入しましたが、まったく効果がありませんでした。大型車は、増える一方でした。

ならば、最初の計画通り、環境ロードプライシングを実施するよう迫りました。その場で回答できないということで、一〇月に資料を提出し、年内にこの問題だけで連絡会を開催することになりました。



ぜん息でお困りの方へ
「ぜん息患者医療費救済制度」を申請しましょう

2024年3月31日で 廃止！

申請先 川崎市各区の地域ケア推進課、または健康福祉ステーション

対象者 20歳以上のぜん息患者（自己負担1割）
20歳未満のぜん息患者（自己負担ゼロ）
（両制度とも市内に1年以上在住
但し3歳以下は6ヵ月以上在住）

必要な書類 申請書（患者会事務所にあります）
主治医診断報告書（医師作成から1か月間有効）
健康保険証

問合せ先 川崎公害病患者と家族の会
☎ 044-222-9552 または 044-244-7440
FAX 044-233-4689

＊この制度は2024年3月31日をもって認定申請が締め切られますが、その日までに認定されたぜん息患者さんは2026年3月31日までの2年間、医療費の救済が受けられます。
ぜん息患者医療費救済制度を申請しましょう。

川崎公害病患者と家族の会
川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎公害病患者と家族の会の会員を増やしましょう！

病院の待合室で、ご近所で、お友達、知人の方で「ぜん息」で悩んでいる方はいませんか？川崎市はぜん息治療に対し、助成がおこなわれています。

「小児ぜん息患者医療費支給条例」と「成人ぜん息患者助成条例」は2024年3月31日で新規認定手続きが終わります。

手続きの方法など相談活動をおこなっています。ぜん息でお困りの方は、今すぐ患者会にお電話を！

044 (211) 0391 (川崎南部事務所)

044 (244) 7440 (川崎北部連絡先)



日産本社前行動

九月二十八日（木）横浜にある日産本社前行動が取り組まれました。今回の行動は自動車メーカーにぜん息患者の医療費救済制度の創設を決断させるためのものです

東京、千葉、川崎、横浜などから患者、支援など六七人が参加しました。日産には、事前に申入れをしていましたが、申入れ団が面会を求めると「事前の手紙を）誰が受け取ったのかわか

らない」「総務の人は一人もいない」とウソづく始末です。私たちの申し入れについては警備員が受取り、しかるべき部署（総務？）に手渡すことを約束しました。



ミナマタ大阪地裁判決で完全勝利！

九月二十七日、大阪地方裁判所で水俣近畿訴訟の判決が言い渡され、患者の全面勝利判決を勝ち取りました。一二六人全ての原告を「水俣病と認定」し、救済すべきという画期的な判決内容でした。

この判決を受けて環境省前でも行動が取り組まれました。

日比谷図書館のコンベンションホールで報告集会がおこなわれました。国が控訴しないよう原告団は連日奮闘する決意が述べられました。来春には熊本、新潟で判決が言い渡されます



重度障害者施設補助金も見直し

今回は「障害者施設運営費補助」についてです。

行財政改革第3期プログラムは、その取り組みの方向性について「障害者の高齢化や重度化への対応や持続可能で安定的な制度の構築の観点から、障害者施設運営補助制度のあり方（障害者支援施設等運営費及び障害者支援施設等運営費補助金）について、引き続き検討を進め

る」としています。到達目標には次のような記載があります。「第2期の見直しの影響について、障害福祉サービス事業所の運営状況を把握するとともにサービスの必要性について把握し、検討を実施」する。障害者方が生きがいや目的を持つて働く場を確保することは行政として補償しなければならぬ事ではないで

急ぎましょう、医療費助成申請！

川崎市は、「成人ぜん息患医療費助成条例」と「小児ぜん息患者医療費支給条例」の廃止を決めました。

これにより、2024年3月31日をもって新規認定が打ち切れ、医療費の助成が受けられなくなります（ただし、この日までに「医療証」を発行されている方については、2年間は医療費の助成が受けられます。

みなさんのまわりでぜん息でお困りの方がおられましたら、すぐに手続きを行うように話してください。

また、手続きの仕方については患者会事務所にお気軽の相談ください。手続きに必要な書類等の書き方についてお手伝いいたします。

<患者会>
044-211-0391
044-244-7440



しようか。それなのに福田市長は、「サービスの必要性」について検討すると云っています。必要がないと判断すれば、補助が打ち切られてしまう可能性もあります。

<一〇月の予定表>

- 二日 市民連絡会幹事会
- 三日 ミナマタ病環境省前宣伝
- 四日 横浜患者会会議
- 五日 ミナマタ病院内集会
- 五日 幹事会
- 五日 川崎市役所前宣伝
- 一七日 川崎南部地域現地視察行動
- 一八日 第五二回患者会定期総会
- 二〇日 溝の口宣伝（一四時〜）
- 二〇日 新百合丘駅頭宣伝（一〇時〜）
- 二四日 川崎市との検討会一〇時から「公害保健センター」
- 二五日 第五回責任裁定審理日
- 二七日 幸区マルエツ前（一一時〜）
- 二七日 登戸駅宣伝（一四時〜）
- 二九日 ジャパンモビリティショー行動
- 三〇日 市民連絡事務局会議
- 三一日 鷺沼駅宣伝（一一時〜）

